

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表  
令和2年12月25日（金）  
午前8時30分 解禁

担当

職業安定部職業安定課  
課長 草木 一之  
課長補佐 眞田 義信  
電話 075-241-3268 (ダイヤル)

## ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和2年11月分まで)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク（公共職業安定所）において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

京都労働局及び管下各ハローワークでは、令和2年度における主要3指標（就職件数、充足件数、雇用保険受給者の早期再就職件数）について別紙のとおり目標設定していますが、令和2年度11月までの実績をとりまとめましたので公表いたします。

< 11月までの取組の進捗状況（京都労働局計） >

1. 就職件数（常用）

15,218件（11月までの目標達成率：77.8%）

2. 求人充足件数（常用）

14,875件（11月までの目標達成率：77.4%）

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

6,349件（10月までの目標達成率：101.4%）

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は10月分となります。

令和2年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和2年11月）

●就職件数（常用（※1））

項目 安定所	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	5,795	4,133	71.3%	▲ 1,662	8,390	49.3%
京都七条所	4,627	3,461	74.8%	▲ 1,166	6,706	51.6%
伏見所	1,810	1,620	89.5%	▲ 190	2,595	62.4%
宇治所	1,882	1,446	76.8%	▲ 436	2,635	54.9%
京都田辺所	1,479	1,235	83.5%	▲ 244	2,191	56.4%
福知山所	1,792	1,414	78.9%	▲ 378	2,604	54.3%
舞鶴所	1,075	1,019	94.8%	▲ 56	1,639	62.2%
峰山所	1,090	890	81.7%	▲ 200	1,562	57.0%
京都労働局	19,550	15,218	77.8%	▲ 4,332	28,322	53.7%

●充足件数（常用（※1））

項目 安定所	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	6,366	4,746	74.6%	▲ 1,620	9,272	51.2%
京都七条所	4,275	2,954	69.1%	▲ 1,321	6,093	48.5%
伏見所	2,101	1,853	88.2%	▲ 248	3,026	61.2%
宇治所	1,902	1,455	76.5%	▲ 447	2,721	53.5%
京都田辺所	979	825	84.3%	▲ 154	1,403	58.8%
福知山所	1,692	1,403	82.9%	▲ 289	2,489	56.4%
舞鶴所	899	865	96.2%	▲ 34	1,407	61.5%
峰山所	999	774	77.5%	▲ 225	1,424	54.4%
京都労働局	19,213	14,875	77.4%	▲ 4,338	27,835	53.4%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

項目 安定所	10月までの目標目安値	10月までの実績累計値	10月までの目標目安値 に対する達成率	10月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所	2,040	2,101	103.0%	61	3,188	65.9%
京都七条所	1,419	1,442	101.6%	23	2,263	63.7%
伏見所	830	898	108.2%	68	1,296	69.3%
宇治所	626	611	97.6%	▲ 15	1,001	61.0%
京都田辺所	478	468	97.9%	▲ 10	791	59.2%
福知山所	360	360	100.0%	0	549	65.6%
舞鶴所	212	217	102.4%	5	326	66.6%
峰山所	296	252	85.1%	▲ 44	444	56.8%
京都労働局	6,261	6,349	101.4%	88	9,858	64.4%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。